

# 官報号外

平成二十七年四月十六日

## ○国百八十九回衆議院会議録 第十六号

平成二十七年四月十六日(木曜日)

議事日程 第十一号

平成二十七年四月十六日

午後一時開議

第一 都市農業振興基本法案(参議院提出)

○本日の会議に付した案件

平成二十七年四月十六日(木曜日)

午後一時二分開議

○副議長(川端達夫君) これより会議を開きます。

平成二十七年四月十六日

午後一時二分開議

○副議長(川端達夫君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は

委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○副議長(川端達夫君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は

委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

本案は、参議院提出に係るもので、去る九日本委員会に付託されました。委員会におきまして

せることが重要であります。

このため、まずは電力システム改革をその重要

な柱と位置づけ、改革を段階的に進めるための法案を順次提出してまいりました。改革の第一段階

である広域系統運用の拡大を実現するとともに、電力システム改革の全体像を明らかにする改革プログラムを定めた電気事業法改正法が、昨年の十一月に成立し、統いて、改革の第二段階である小売及び発電の全面自由化を実施するための電気事業法等改正法が昨年六月に成立したところであります。

○副議長(川端達夫君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(川端達夫君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

この歩みをとめることなく、三段階から成る電力システム改革の総仕上げである法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保を実施するのにあわせて、ガスや熱供給についても、小売の全面自由化などの制度改革を一体的に進めることで、これまで縦割りであった市場の垣根を取り払い、ダイナミックなイノベーションが生まれる総合的なエネルギー市場をつくり上げるため、本法律案を提出した次第であります。

○副議長(川端達夫君) この際、内閣提出・電気事業法等の一部を改正する等の法律案について、趣旨の説明を求めます。経済産業大臣宮沢洋一君。

○副議長(川端達夫君) この際、内閣提出・電気事業法等の一部を改正する等の法律案について、趣旨の説明を求めます。経済産業大臣宮沢洋一君。

○副議長(川端達夫君) この際、内閣提出・電気事業法等の一部を改正する等の法律案について、趣旨の説明を求めます。経済産業大臣宮沢洋一君。

第一に、一般送配電事業者及び送電事業者について、小売電気事業及び発電事業との兼業を原則として禁止することによる法的分離を平成三十二年四月一日から実施します。あわせて、適正競争関係を損なうことのないよう、グループ内での人事、会計などについて適切な行為規制を措置します。

第二に、現在の一般電気事業者に対して経過措置として課される小売料金規制について、競争の進展状況を確認した上で、供給区域ごとに経過措置を解除することができる制度とします。

第一に、一般送配電事業者及び送電事業者について、小売電気事業及び発電事業との兼業を原則として禁止することによる法的分離を平成三十二年四月一日から実施します。あわせて、適正競争関係を損なうことのないよう、グループ内での人事、会計などについて適切な行為規制を措置します。

第二に、現在の一般電気事業者に対して経過措

置として課される小売料金規制について、競争の進展状況を確認した上で、供給区域ごとに経過措

置を解除することができる制度とします。

第三に、適正な競争関係を確保するため、現在の一般電気事業者に認められている一般担保つき社債の発行の特例を廃止します。ただし、足元の資金調達環境を考慮し、法的分離の実施から五年間限り、送配電事業や発電事業を営む会社などが一般担保つき社債を発行できる措置を講じます。あわせて、株式会社日本政策投資銀行などによる電気事業者への貸付金に係る一般担保制度も廃止します。

次に、ガス事業法の改正です。

第一に、平成二十九年を目途に、ガスの小売業への参入を全面自由化します。登録を受けた事業者であれば、家庭を含む全ての需要家に対してガスの供給を行うことができるこことし、これに伴い、ガス事業の類型を見直します。あわせて、 LNG基地の第三者利用を促す措置を講じます。

第二に、ガス導管網の整備を促進するため、一般ガス導管事業については地域独占と料金規制を維持し、導管の建設や保守の着実な実施を確保します。また、全ての導管事業者に導管の相互接続に係る努力義務を課すとともに、国が事業者間の接続に係る協議を命令し、裁定定することができる制度を創設します。

第三に、需要家保護を徹底するため、ガス小売事業者に契約条件の説明義務などを課すとともに、競争が不十分な地域では、現在の一般ガス事業者に対し、経過措置として小売料金規制を継続いたします。また、保安の確保に万全を期すため、ガス導管事業者に導管網の保安や需要家保有の内管の点検を義務づけ、ガス小売事業者には消費機器の調査などを義務づけます。

第四に、導管部門の一層の中立化を図るため、一定規模以上のガス導管事業者について、ガス小売事業及びガス製造事業との兼業を禁止すること

による法的分離を平成三十四年四月一日から実施します。あわせて、適正な競争関係を損なうことのないよう、電気事業法と同様、適切な行為規制を措置します。

次に、熱供給事業法については、現在許可制とされている参入規制を登録制とし、料金規制や供給義務を撤廃した上で、需要家保護を徹底すべく、熱供給事業者に契約条件の説明義務を課すなどの措置を講じます。

最後に、これらの改革により自由化される市場が適切に機能するよう、独立性と高度の専門性を有する電力・ガス取引監視等委員会を経済産業省に設置し、電力、ガス及び熱供給の取引の監視や、送配電事業及びガス導管事業の行為規制などを適切に実施してまいります。

このほか、ガス事業に係る事業類型を見直します。

第一に、関係法律について所要の改正を行うとともに、一連の改革について各段階で検証を行い、課題を克服しながら進めていく旨を附則に規定します。

以上が、本法律案の趣旨でございます。（拍手）

電気事業法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出）の趣旨説明に対する質疑

○副議長（川端達夫君） ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。順次これを許します。田中良生君。

〔田中良生君登壇〕

○田中良生君 自由民主党の田中良生です。

ただいま議題となりました電気事業法等の一部を改正する等の法律案につきまして、自由民主党を代表して質問させていただきます。（拍手）

まず冒頭、今回のエネルギーシステム改革の目

的について、改めてお伺いいたします。

今回政府から提出されました法案は、戦後六十年以上続いたエネルギー供給体制を抜本的に見直し、国家戦略として、責任あるエネルギー政策を構築するものであります。

現在のエネルギー供給体制は、電力やガスなどの普及がまだ十分ではなかつた戦後につくられたもので、安定供給を支え、我が国経済の高度成長に貢献してまいりました。

が、しかし、電気やガス、熱供給について、それぞれの法律による事業規制により、エネルギー企業間の競争が十分に働かない状態になつておるものになつてゐるとは言いがたいものであります。

このほか、ガス事業に係る事業類型を見直します。

第一に、関係法律について所要の改正を行うとともに、一連の改革について各段階で検証を行ふことともに、課題を克服しながら進めていく旨を附則に規定します。

以上が、本法律案の趣旨でございます。（拍手）

電気事業法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出）の趣旨説明に対する質疑

○副議長（川端達夫君） ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。順次これを許します。田中良生君。

〔田中良生君登壇〕

○田中良生君 自由民主党の田中良生です。

ただいま議題となりました電気事業法等の一部を改正する等の法律案につきまして、自由民主党を代表して質問させていただきます。（拍手）

まず冒頭、今回のエネルギーシステム改革の目

ざまなエネルギー供給サービスを担う総合エネルギー企業へと発展、成長していくことが期待され、事業の多角化による企業の稼ぐ力の向上や、各社、各分野で重複して維持、運用してきたインフラの集約化なども可能になります。

我が国経済にとって非常に重要な施策となる今回のエネルギーシステム改革に取り組まれる宮沢大臣に、その決意をお伺いいたします。

また、エネルギーシステム改革については、アメリカやヨーロッパ各国を初め諸外国でも既に行われてきているところであります。

そうした諸外国では、例えば、電力システム改革を行つた結果、電気料金が上昇した事例や、送配電設備の保有者と系統運用者の連携が不十分で大停電を起こした事例等があると聞きますが、今回のシステム改革の目的でもある安定供給の確保や料金の抑制という観点からも、我が国においては、同様のことを決して起こしてはなりません。

こうした諸外国における弊害の事例を踏まえ、我が国のエネルギーシステム改革ではどのように対応されようとしているのでしょうか。宮沢大臣にお伺いいたします。

そして、今回の法案では、電気事業法を改正するとともに、ガス事業法についても改正をいたしました。

昨年実施した電気事業法改正と同様に、都市ガスの小売参入の全面自由化を実施することなどに加え、ガス導管網の整備を促進するための制度創設や、大手都市ガス会社に対する導管部門の法的分離の実施など、その改正の内容は多岐にわたります。

こうした今回のガス事業法の改正により、我が

構造を持つ市場を統合された市場構造へと転換することにより、エネルギー関係企業が、それぞれの強みを基礎として、効率性や付加価値の高いサービス競争をしつつ、お互いが新たな需要獲得に切磋琢磨するような、新たな成長戦略を築き上げることが可能になります。

国の大手ガス事業制度はどのように変わつていくの

競争的なエネルギー市場を目指す政府の方針を踏まえ、製鉄会社や石油会社による発電所建設や、ガスと電力の業種を超えた小売の相互乗り入れなど、既にさまざまな計画が動き始めています。

また、今回の提出法案では、送配電部門、ガス導管部門の分離や、LNG基地の第三者利用の促進を措置しており、加えて、発電余力の売買による卸電力市場の活性化や、スマートメーターの導入等の取り組みについても進めることで、市場競争の活性化を進めています。

総合エネルギー企業の海外展開と政府の支援についてお尋ねがありました。

我が国の産業は、エネルギーを効率的に活用するための技術やノウハウを蓄積しているにもかかわらず、それらを総合化して国際展開することが少なかつたのは事実であります。

今後は、こうした技術やノウハウを総合化し

て、世界市場を目指して、高効率火力発電やスマートコムニティー等のインフラ輸出という形

で、トップセールスや金融支援を初め、あらゆる

施策を総動員し、官民一体で進めてまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁します。(拍手)

○國務大臣(宮沢洋一君) 國重議員にお答えいた

中小規模の都市ガス事業者とJGPガス事業者についてお尋ねがありました。

今回の改正により、小売が全面自由化され、総括原価方式に基づく規制料金によらないサービスの提供が可能となります。それによって、既存の都市ガス事業者やJGPガス事業者の新規参入者は、需要家のニーズに応じたきめ細かなサービ

スや、他のエネルギーサービスと組み合わせた事業を柔軟に展開することができるようになります。中小都市ガス事業者やJGPガス事業者においては、地元に密着した事業で培った信用を生かし、これまで以上に魅力的なサービスやビジネスモデルを提案するなど、引き続き地域経済の活性化に貢献することが期待されます。

料金水準の見通しと、その最大限の抑制のための対策についてお尋ねがありました。

電気やガスの料金水準については、資源価格の動向や再生可能エネルギー賦課金の設定など、さまざまなお因の影響を受けますが、システム改革

においては、第一に、これまでの地域独占や総括原価方式を見直すことによって高コスト構造を改善すること、第二に、新規参入者が参入しやすい環境を整備し、コスト競争力のある事業者の参入を促進することなどを通じて、電気やガスの料金を最大限抑制することを目指すこととしております。

また、今回の法案では、一般家庭向けの電気やガスの料金については、競争が十分であると確認

されるまで、国の認可等の規制を残すこととしております。規制料金より高い料金での新規参入と原因となつて料金がどんどん上がるなどといふことはないと認識しております。

さらに、電気やガスの料金に占める原燃料費の割合が大きいことに鑑み、資源外交などにより、北米からのシェールガス、LNG輸入の実現などを通じて、供給源の多角化などにも取り組んでいます。

過疎地における需要家への対応などについてお尋ねがありました。

今回の法案においては、送電網や導管網の維持、運用を行う一般送配電事業者や一般ガス導管事業者に対し、現在の供給区域における小売事業者の破綻や撤退といった事態に備えた最終保障サービスの提供を義務づけることとしております。

また、一般家庭向けの電気やガスの料金については、競争が十分であると確認されるまで国の認可等の規制を残すこととしており、御懸念のような事態は生じないと考えております。(拍手)

○副議長(川端達夫君) 藤野保史君。

○藤野保史君 私は、日本共産党を代表して、電気事業法等改正案について質問します。(拍手)

まず冒頭に、昨日、福井地裁が高浜原発の運転差し止めを命じる画期的な仮処分決定を行いました。政府は、新規制基準は世界最高水準と繰り返してきましたが、今回の決定は、新規制基準は緩やかに過ぎ、これに適合しても本件原発の安全性は確保されていない、新規制基準は合理性を欠くものであると断じています。

これは、基準を満たせば再稼働という政府の再稼働プロセスを根底から覆すものです。にもかかわらず、再稼働を素々と進めるなど、断じて許されません。

総理、この決定を重く受けとめ、全国の原発再稼働を断念すべきではありませんか。答弁を求めます。

次に、法律についてお聞きします。

本法案は、一昨年来の電力システム改革、電気事業法改正の総仕上げであるとともに、都市ガス及び熱供給事業の全面自由化を行うものです。

総理、そもそも、電力システム改革の原点は何であります。未曽有の事故から四年がたつというのに、いまだに原発事故は収束しておらず、事故原因の究明はされておりません。私は、たびたび福島を訪れ、地元の皆さんから直接お話を伺ってきました。今なお十一万人以上の方々が困難な避難生活を強いられています。汚染水や労災事故など、事態はむしろ悪化しています。今総理がやるべきことは、この深刻な状況をそのままにして原発の再稼働や輸出を進めるこではなく、事故の収束と原因究明に全力を傾げることではありませんか。

しかも、政府は、東電やメガバンクを救済する一方で、被害者への賠償を冷たく打ち切ろうとしています。こんな理不尽は断じて認められません。現実に被害が継続している以上、賠償を打ち切るなどもつてのほかであります。完全な賠償を強く求めます。

東電の当事者能力のなさは、先日発覚したK排

水路の汚染水漏えいの隠蔽問題で改めて浮き彫りになりました。政府は、福島の事故の収束さえできぬ東電に柏崎刈羽原発の再稼働を認めようとしているのですか。

原賠支援機構法に基づく新・総合特別事業計画は、この東電とメガバンクの救済のために実に九兆円以上の国費を投入するのですが、この間の経緯を見れば、同計画の破綻は明らかです。計画を根本的に見直し、東電の破綻処理と一時国有化を行い、大株主とメガバンクの責任を問うべきです。

でしようか。それは、東日本大震災と東京電力福島第一原発事故によって、戦後の発送電一貫、地域独占の九電力供給体制の根本的な転換が求められたことあります。

福島の現実は、この原点を私たちに問い合わせておられます。未曾有の事故から四年がたつというのに、いまだに原発事故は収束しておらず、事故原因の究明はされておりません。

私は、たびたび福島を訪れ、地元の皆さんから直接お話を伺ってきました。今なお十一万人以上の方々が困難な避難生活を強いられています。汚染水や労災事故など、事態はむしろ悪化しております。今総理がやるべきことは、この深刻な状況をそのままにして原発の再稼働や輸出を進めるこではなく、事故の収束と原因究明に全力を傾げることではありませんか。

しかも、政府は、東電やメガバンクを救済する一方で、被害者への賠償を冷たく打ち切ろうとしています。こんな理不尽は断じて認められません。現実に被害が継続している以上、賠償を打ち切るなどもつてのほかであります。完全な賠償を強く求めます。

東電の当事者能力のなさは、先日発覚したK排水路の汚染水漏えいの隠蔽問題で改めて浮き彫りになりました。政府は、福島の事故の収束さえできぬ東電に柏崎刈羽原発の再稼働を認めようとしているのですか。

原賠支援機構法に基づく新・総合特別事業計画は、この東電とメガバンクの救済のために実に九兆円以上の国費を投入するのですが、この間の経緯を見れば、同計画の破綻は明らかです。計画を根本的に見直し、東電の破綻処理と一時国有化を行い、大株主とメガバンクの責任を問うべきです。



福島原発事故の原因究明は、国として継続的に取り組むことが重要です。これまでに、国会、政府の事故調査委員会において事故の検証が行われ、報告書が取りまとめられています。さらに、独立した原子力規制委員会が昨年十月に中間報告書を取りまとめたなど、事故原因の技術的解明を進めしており、今後も中長期にわたって継続的に取り組んでまいります。

原子力損害賠償についてお尋ねがありました。

今後の営業損害の賠償については、東京電力が資源エネルギー庁とともに検討を進めていると承知しております。地元の関係する方々の御意見をよくお聞きして、被害者に寄り添った対応を行うことが重要であると考えています。

東電についてお尋ねがありました。原発の再稼働については、原子力規制委員会が世界で最も厳しいレベルの新規制基準に適合すると認めた原発について、地元の理解を得ながら再稼働を進めていくのが一貫した政府の方針であります。東京電力は、福島第一原発の炉の設置者があり、現場に精通し、これまでさまざまな作業に取り組んできることから、廃炉の実施主体としての責任を引き続きしっかりと考えております。

その上で、御指摘のように、新・総合特別事業計画を抜本的に見直し、東電を破綻処理し、一時国有化することについては、被害者の方々の賠償や、現場で困難な事故収束作業に必死で当たっている関係企業の取引債権が十分支払いできないおそれ、直ちに東電と同等の電力供給を行える体制を確保できなくなるおそれ、海外からの電力調達や権益確保に支障が生じるおそれがあり、福島の再生、エネルギーの安定供給の観点から、適当ではないと考えています。

また、金融機関に対しては一般担保が付されている私募債方式の縮小、株主に対しては無配当の継続などの形で、協力、責任を求めております。

将来の原発比率についてお尋ねがありました。安全確保を前提として、安定供給、コスト低減、温暖化対策を基本に、各エネルギー源の特性やバランスを十分に配慮しつつ、現実的かつバランスのとれたエネルギーミックスを取りまとめてまいります。

原発比率を含む具体的な各電源の比率については、審議会において、専門家による議論がなされています。政府として適切に判断していくかと考えております。

原発に関する制度の検討についてお尋ねがありました。原発比率を含む具体的な各電源の比率については、審議会による議論を見た上で、政府として適切に判断していくかと考えております。

原発に関する制度の検討についてお尋ねがありました。

エネルギーの特性を考えると、安定供給、コスト、環境負荷、安全性といったあらゆる面ですぐれたエネルギー源はないため、国としては、各工場の強みが生き、全体として弱みが補完される、柔軟かつ多層的な供給構造を構築する必要があります。

このため、単に市場に任せのではなく、原子力に限らず、それぞれ必要な政策措置を講じていかなければなりません。

こうした考え方のもと、自由化され競争が進展した中での原子力事業の課題やその対応策について、審議会等において幅広い御意見を伺いながら検討を行っているところであり、原発を優遇するとの御指摘は当たりません。

政府としましては、徹底した省エネルギーと再生可能エネルギーの最大限の導入を進めつつ、原発依存度を可能な限り低減させるという基本方針

に変わりはありません。

こうした方針のもと、再生可能エネルギーの具体的な導入比率を含むエネルギーミックスについて、現在、専門家による具体的な議論を進めているところです。

また、固定価格買い取り制度では、二十年間など長期間にわたる電力の買い取りを保証することから、審議会における接続可能量の検証に当たっては、原子力も含め、ベースロード電源の長期的な稼働計画を前提としているものと承知しています。

したがって、空押さえとの指摘は当たらず、固定価格買い取り制度の趣旨に反するものではないと考えています。

核燃料サイクルと最終処分等についてのお尋ねがありました。

日本は、パートナーとして、原子力の平和利用、核不拡散、核セキュリティー確保などを国際的に確保しながら原子力を利用する体制を強化するための重要な役割を担っていると認識しております。

他方、原発の再稼働については、安全性の確保を大前提として、我が国の国民生活や産業活動、中小・小規模事業者を守るとともに、温室効果ガスを抑制する観点から、また、原発輸出について

は、福島第一原発の事故の教訓を生かして世界の原子力安全の向上に貢献する観点から重要であると考えており、日本関係のために進めているわけではありません。

核燃料サイクルについては、六ヶ所再処理工場の竣工遅延や「もんじゅ」のトラブルなどが続いている問題点を明らかにした上で、直面する問題を一つ一つ解決してまいります。

再生可能エネルギーについてお尋ねがありました。再生可能エネルギーの最大限の導入を進めつつ、原発依存度を可能な限り低減させるという基本方針

は、しっかりと確保することが政治の責任です。これまでのやり方を見直して、科学的根拠に基づき國から適地を提示するなど、国が前面に立つて取り組みを進めてまいります。

寡占化への懸念についてお尋ねがありました。低廉で安定的なエネルギーの供給を実現するためには、既存事業者や新規参入者、大手や中小といつた区別を問わず、活発な競争が行われることが重要です。既に、営業力に強みのあるJ-Pガス会社による電力販売への参入や、地域の事業者によるエネルギーの地産地消への取り組みなど、さまざまな計画が動き始めています。

したがって、改革により、圧倒的な資本力をを持つ事業者はばかり優位であると一概には言えないと考えております。

また、今回の法案では、規制なき独占に陥ることのないよう、市場監視を行う電力・ガス取引監視等委員会を創設するとともに、競争が十分であると確認されるまで、一般家庭向けの電気、ガスの料金について規制を残すこととしています。

エネルギー市場の垣根を越える一體的な改革により、ダイナミックなイノベーションを生み出し、エネルギー選択の自由度の拡大や料金の最大限の抑制を実現し、我が国の成長につなげていく決意です。

低廉な天然ガスの確保、ガス導管の整備及び石炭火力発電についてお尋ねがありました。

LNG基地の揚げ地別に価格が異なるのは、契約時の市場環境や購入量の違いなどによるものと考えられます。

低廉な天然ガスの調達に向けては、米国からのシェールガス、LNG輸入の実現や、上流権益の確保等を通じた供給源の多角化、消費国間の連携強化等を通じた買い主側の交渉力の強化に取り組んでいます。

官 報 (号外)

ガス導管の整備については、今回の法案において、国が導管整備に係る事業者間の協議を命令、裁定できる制度などを創設します。

なお、石炭火力発電は、安定供給や経済性にすぐれた重要なペースロード電源であり、高効率発電技術の有効利用等により、環境負荷を低減しつつ活用していくこととしています。

電気・ガス料金に関する情報開示の強化についてのお尋ねがありました。

電気、ガスの一般家庭向けなどの小売料金については、競争が十分であると確認されるまでの間、経過措置として料金規制が講じられることがら、その認可に係る審査過程を通じて情報開示が実施されます。

小売料金規制の撤廃後は、引き続き厳格な市場監視を行うとともに、消費者の立場からどのような情報開示を求めるか、検討してまいります。

電力・ガス取引監視等委員会についてのお尋ねがありました。

まず、今般の一連の改革によって、自由な競争が促され、電気・ガス料金の抑制効果が働くことが期待されます。委員会は、こうした競争が行われているかを厳しく監視してまいります。

また、託送料金や経過措置期間中の小売料金といった規制料金については、委員会が厳格な審査を行い、その審査結果を踏まえて、経済産業大臣が料金の認可を行う仕組みとしています。

なお、この委員会を三条委員会とし、エネルギー政策の枠組みから離れて市場の監視や料金の規制を行う仕組みとすることは、責任あるエネルギー政策として安定供給確保や再生可能エネルギー政策として安

て、国が導管整備に係る事業者間の協議を命令、裁定できる制度などを創設します。

なお、石炭火力発電は、安定供給や経済性にすぐれた重要なペースロード電源であり、高効率発電技術の有効利用等により、環境負荷を低減しつつ活用していくこととしています。

電気・ガス料金に関する情報開示の強化についてのお尋ねがありました。

電気、ガスの一般家庭向けなどの小売料金については、競争が十分であると確認されるまでの間、経過措置として料金規制が講じられることがら、その認可に係る審査過程を通じて情報開示が実施されます。

小売料金規制の撤廃後は、引き続き厳格な市場監視を行うとともに、消費者の立場からどのような情報開示を求めるか、検討してまいります。

電力・ガス取引監視等委員会についてのお尋ねがありました。

まず、今般の一連の改革によって、自由な競争が促され、電気・ガス料金の抑制効果が働くことが期待されます。委員会は、こうした競争が行われているかを厳しく監視してまいります。

また、託送料金や経過措置期間中の小売料金といった規制料金については、委員会が厳格な審査を行い、その審査結果を踏まえて、経済産業大臣が料金の認可を行う仕組みとしています。

なお、この委員会を三条委員会とし、エネルギー政策の枠組みから離れて市場の監視や料金の規制を行う仕組みとすることは、責任あるエネル

ギーの普及などを進めるという観点から、適当ではありません。このため、経済産業大臣直属の八条委員会としています。

他方で、個々の職務遂行について委員が独立して判断を行うことを法律上明らかにするほか、事業者に対する業務改善勧告の権限を単独で行使できるなど、独立性が十分に確保された組織としています。

以上であります。(拍手)

○副議長(川端達夫君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(川端達夫君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十九分散会

一、去る十四日、内閣を経由して経済産業大臣宮澤洋一君から、次の報告書を受領した。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第七項の規定に基づく調達価格等に関する報告  
(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

木内 均君

木内 哲也君

木内 博文君

木内 和生君

木内

文部科学委員

辞任

前田 一男君

前田 浩史君

前田 道義君

前田 道義君

前田

農林水産委員

辞任

笠 鈴木 義弘君

笠 鈴木 義弘君

笠 鈴木 義弘君

笠 鈴木 義弘君

笠

経済産業委員

辞任

山下 貴司君

山下 貴司君

山下 貴司君

山下 貴司君

山下

厚生労働委員

辞任

遠藤 敬君

遠藤 敬君

遠藤 敬君

遠藤 敬君

遠藤

内閣総理大臣

辞任

安倍 晋三君

安倍 芳正君

安倍 芳正君

安倍 芳正君

安倍

農林水産大臣

辞任

林 芳正君

林 芳正君

林 芳正君

林 芳正君

林

経済産業大臣

辞任

宮沢 洋一君

宮沢 洋一君

宮沢 洋一君

宮沢 洋一君

宮沢

内閣官房副長官

辞任

加藤 勝信君

加藤 勝信君

加藤 勝信君

加藤 勝信君

加藤

内閣官房副長官及び副大臣

辞任

木内 均君

木内 哲也君

木内 博文君

木内 和生君

木内

厚生労働大臣

辞任

遠藤 敬君

遠藤 敬君

遠藤 敬君

遠藤 敬君

遠藤

内閣官房副長官

辞任

鈴木 義弘君

鈴木 義弘君

鈴木 義弘君

鈴木 義弘君

鈴木

内閣官房副長官

辞任

笠 鈴木 義弘君

笠 鈴木 義弘君

笠 鈴木 義弘君

笠 鈴木 義弘君

笠

内閣官房副長官

辞任

宮沢 洋一君

宮沢 洋一君

宮沢 洋一君

宮沢 洋一君

宮沢

内閣官房副長官

辞任

吉田 豊史君

吉田 豊史君

吉田 豊史君

吉田 豊史君

吉田

内閣官房副長官

辞任

岡下 昌平君

岡下 昌平君

岡下 昌平君

岡下 昌平君

岡下

内閣官房副長官

辞任

岡本 充功君

岡本 充功君

岡本 充功君

岡本 充功君

岡本

内閣官房副長官

辞任

井坂 信彦君

井坂 信彦君

井坂 信彦君

井坂 信彦君

井坂

内閣官房副長官

辞任

吉田 淳也君

吉田 淳也君

吉田 淳也君

吉田 淳也君

吉田

内閣官房副長官

辞任

吉田 豊史君

吉田 豊史君

吉田 豊史君

吉田 豊史君

吉田

内閣官房副長官

辞任

吉田 初鹿明博君

吉田 初鹿明博君

吉田 初鹿明博君

吉田 初鹿明博君

吉田

内閣官房副長官

辞任

吉田 豊史君

吉田 豊史君

吉田 豊史君

吉田 豊史君

吉田

内閣官房副長官

辞任

吉田 豊史君

吉田 豊史君

吉田 豊史君

吉田 豊史君

吉田

内閣官房副長官

辞任

吉田 豊史君

吉田 豊史君

吉田 豊史君

吉田 豊史君

吉田

内閣官房副長官

辞任

吉田 豊史君

吉田 豊史君

吉田 豊史君

吉田 豊史君

吉田

内閣官房副長官

辞任

吉田 豊史君

吉田 豊史君

吉田 豊史君

吉田 豊史君

吉田

内閣官房副長官

辞任

吉田 豊史君

吉田 豊史君

吉田 豊史君

吉田 豊史君

吉田

内閣官房副長官

辞任

吉田 豊史君

吉田 豊史君

吉田 豊史君

吉田 豊史君

吉田

内閣官房副長官

辞任

吉田 豊史君

吉田 豊史君

吉田 豊史君

吉田 豊史君

吉田

内閣官房副長官

辞任

吉田 豊史君

吉田 豊史君

吉田 豊史君

吉田 豊史君

吉田

内閣官房副長官

辞任

吉田 豊史君

吉田 豊史君

吉田 豊史君

吉田 豊史君

吉田

内閣官房副長官

辞任

吉田 豊史君

吉田 豊史君

吉田 豊史君

吉田 豊史君

吉田

内閣官房副長官

辞任

吉田 豊史君

吉田 豊史君

吉田 豊史君

吉田 豊史君

吉田

内閣官房副長官

辞任

吉田 豊史君

吉田 豊史君

吉田 豊史君

吉田 豊史君

</